
佐伯市障がい者計画(第3次)

平成30年度～35年度(2023年度)

佐伯市障がい福祉計画(第5期)

佐伯市障がい児福祉計画(第1期)

平成30年度～32年度(2020年度)

概要版

平成30年3月

佐伯市

計画策定の概要

計画策定の背景

本市でも、障がい者に関する施策・事業は、『障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができる社会を目指す「ノーマライゼーション」』を基本理念とした「佐伯市障がい者計画（第2次）」（平成26年度～29年度）に基づき進められているとともに、生活支援については「佐伯市障がい福祉計画（第4期）」によって進められています。

これらの計画が平成29年度に終了すること、平成30年度より策定が定められた障がい児福祉計画とあわせて、平成30年度を初年度とする「佐伯市障がい者計画（第3次）・障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）」を新たに策定するものです。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」、県の「大分県障がい者基本計画」「大分県障がい福祉計画」を踏まえ、「佐伯市総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。

計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 (2019 年度)	平成 32年度 (2020 年度)	～平成 35年度 (2023 年度)
佐伯市障がい者計画 (第3次)	第2次			第3次			
佐伯市障がい福祉 計画(第5期)	第4期			第5期			第6期
佐伯市障がい児福祉 計画(第1期)				第1期			第2期

計画の進捗管理及び点検

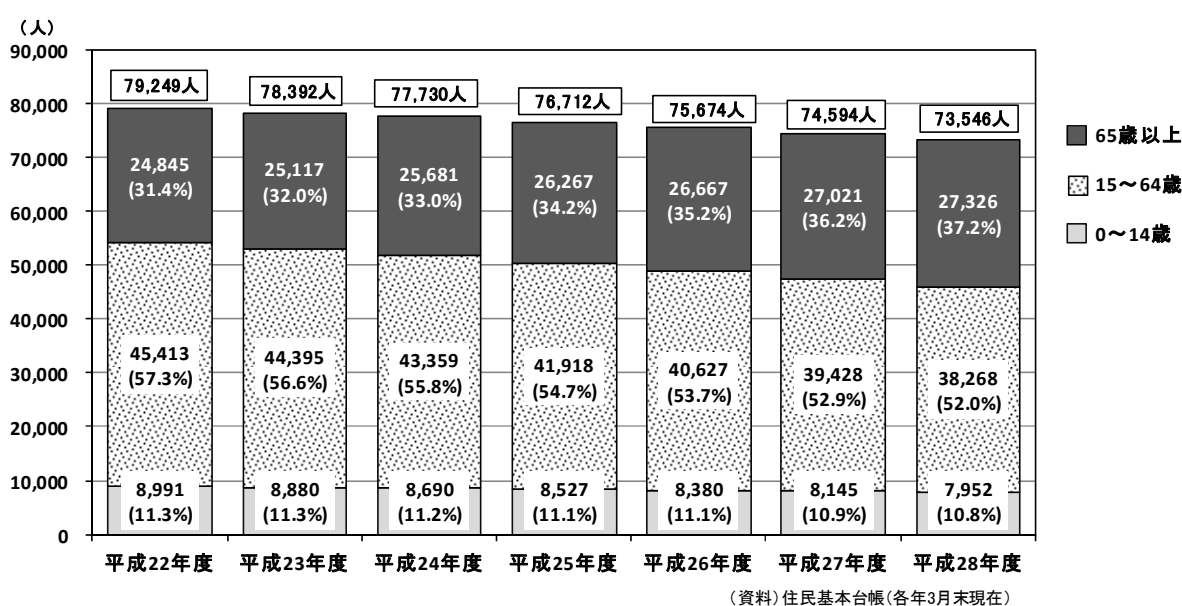
- 計画策定後の進捗管理及び点検については、障がい者の代表、福祉・医療・保健の関係者、障がい福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、学識経験者などで構成される「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会」のメンバーにより、定期的実施します。
- 計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議し、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。

障がい者の状況

人口動態

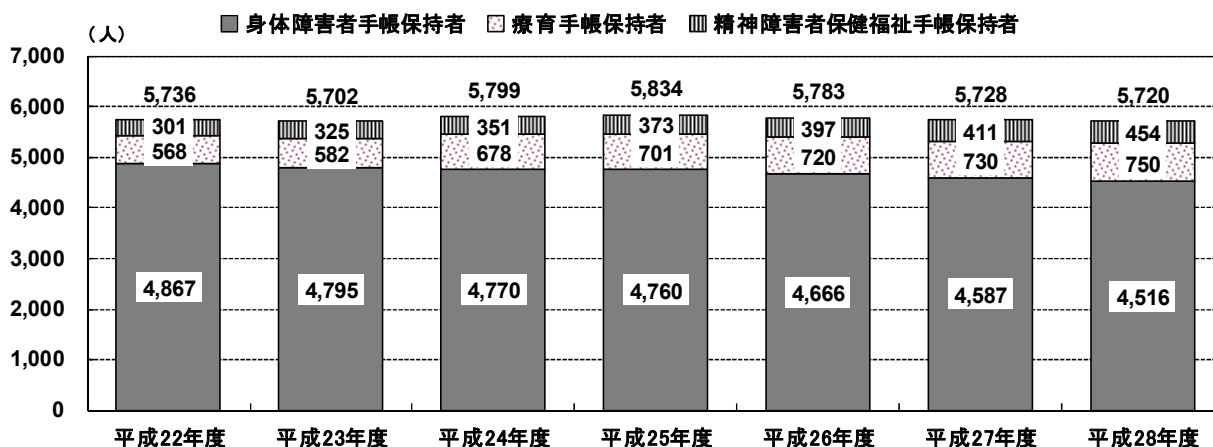
年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、平成22年度から平成28年度にかけて1,039人（11.6%）減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は2,481人（10.0%）増加しています。

これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も31.4%から37.2%と5.8ポイント上昇しています。



障害者手帳保持者の状況

障害者手帳保持者数は、全体では平成25年度をピークに微減傾向にあり、平成28年度は5,720人となっています。しかし、障がい種類別にみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。



※各年度3月末現在

障がい者計画（第3次）

基本理念・基本目標・施策体系

『障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができる社会を目指す「ノーマライゼーション」』を踏襲しつつ、障がいのある人がライフステージの全ての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会を構築することを目標とします。

さらに、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた「共生社会」の実現を目標とします。

基本理念	基本目標	施策分野	施策項目		
理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す 障がいのある人々が自立した生活を送るとともにノーマライゼーションの	ともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会の構築 障がいのある人がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に	満ちた「共生社会」の実現 障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあい、「やさしさ」と「思いやり」に	生活支援	相談支援体制の充実 在宅福祉サービスの充実 障がい児支援の充実	
			保健・医療	疾病予防と早期発見・治療の推進 地域リハビリテーション及び医療の充実 精神保健と難病疾患対策の推進	
			教育、スポーツ・文化活動等の振興	インクルーシブ教育の推進 スポーツ・文化活動等の振興	
			雇用・就業、経済的自立の支援	障がい者雇用の促進 福祉的就労対策の充実 経済的自立の支援	
			生活環境	福祉のまちづくりの推進 居住環境の整備・バリアフリー化の促進 移動交通手段の充実	
			情報アクセシビリティ	情報収集・提供の充実 コミュニケーション支援の充実	
			安全・安心	防災対策の推進 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	
			差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消の推進 権利擁護の推進	
			行政サービス等における配慮		

障がい福祉計画（第5期）

基本的な考え方

佐伯市障がい者計画（第3次）の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる5つを基本方針とし、その推進を図ります。

基本方針 1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

基本方針 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

基本方針 3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

基本方針 4 地域共生社会の実現に向けた取組

基本方針 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

平成 32 年度（2020 年度）に向けた成果指標

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）末における数値目標を設定しました。

施設入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		【値】	
平成 28 年度（A） 【実績】 （H29. 3. 31 時点）	平成 32 年度 （2020 年度） （B）	削減見込 （A - B）	地域生活 移行者数
175 人	172 人	3 人	15 人

※ 2 % 以上

※ 9 % 以上

地域生活支援拠点等の整備

佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」を核としつつ相談等に対応するとともに障がい福祉事業所が運営するグループホームや短期入所施設等と十分に連携を取ることによって必要とされる居住支援のための機能を確保している状況です。よって、地域生活拠点整備における「面的整備」は達成できていると考えます。

今後は必要に応じて多機能拠点構想の検討を行います。

福祉施設から一般就労への移行等

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業所の利用者数		(3)就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
平成28年度 【実績】 (H29.3.31時点)	【目標値】 平成32年度 (2020年度)	平成28年度 【実績】 (H29.3.31時点)	【目標値】 平成32年度 (2020年度)	【目標値】 平成32年度 (2020年度)
7人	10人	13人	17人	50%

就労定着支援（平成30年4月～）による支援開始1年後の職場定着率

【目標値】 平成32年度末 (2020年度)
80%

障がい福祉サービスの充実

国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される平成32年度までの見込量を設定し、サービスの量的・質的充実を図ります。

《訪問系サービス》

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

《日中活動系サービス》

- ・生活介護
- ・自立訓練（生活訓練、宿泊型自立訓練、機能訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型、B型）
- ・就労定着支援
- ・療養介護
- ・短期入所

《居住系サービス》

- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援
- ・自立生活支援

《相談支援事業》

- ・計画相談支援
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

《地域生活支援事業》

- ・理解・促進研修啓発事業
- ・相談支援事業
- ・地域自立支援協議会
- ・成年後見制度利用促進事業（報酬助成）
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター（機能強化）事業・・・等

障がい児福祉計画（第1期）

基本的な考え方

佐伯市障がい者計画（第3次）の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる4つを基本方針とし、その推進を図ります。

基本方針 1 障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進

基本方針 2 障がい児への早期且つ一貫性のある支援の提供

基本方針 3 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

基本方針 4 質の高い支援の充実と関連機関との連携の推進

平成 32 年度（2020 年度）に向けた成果指標

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所設置しています。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。現在は児童発達支援センターが保育所等訪問支援事業を行い、関係者のスキルアップ等による基盤整備を進めている状況です。今後もインクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保します。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保します。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域で設置します。

児童福祉法上のサービスの充実

国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される平成 32 年度（2020 年度）までの見込量を設定し、サービスの量的・質的充実を図ります。

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援
- 居宅訪問型児童発達支援

- 一般子ども施策と連携し、地域で必要な支援を受けながら、安心して成長できる環境整備を推進します。
- 発達に課題のある子どもに対して、健診等での“気づき”から、早期に個別給付につなげ、療育が必要な子どもや家族に対し療育の機会を提供します。
- 「児童発達支援センター」、「障害児療育支援事業」、「巡回支援専門員派遣事業」等の活用と、子ども・福祉・保健・教育部門の連携を強化し、ライフステージに沿った切れ目ない支援が行われるように、また、身近な地域で専門性の高い療育やサービスの提供体制の構築を推進します。
- 学齢期の障がい児を受入れている日中一時支援事業所に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう、機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。

■発行年月／平成 30 年 3 月
■発行／佐伯市
■編集／佐伯市 福祉保健部 障がい福祉課
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号
☎ (0972) 22-4514